

国 民 の 森 林 ・ 国 有 林



素 材 第 3 回

入札の御案内

令和 6 年 3 月 1 日(金) 施行

締切・開札時間 10 時 00 分 締切後即時開札

入札場所 棚倉森林管理署入札室

〒963-6131 福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 73-2

棚倉森林管理署

TEL0247(33)3111 FAX0247(33)3113

公 売 公 告

令和 6 年 2 月 2 日

分任契約担当官

棚倉森林管理署長 渡邊 修

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和 25 年 5 月 17 日農林省告示第 132 号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

1 入札及び開札の日時

令和 6 年 3 月 1 日（金）

入札開始 10 時 00 分 締切後即時開札

2 入札及び開札の場所

棚倉森林管理署 入札室

3 郵便入札

認めます。

(1) 送付場所 〒963-6131

福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字舘ヶ丘 73-2 棚倉森林管理署

(2) 到着期限 2 月 29 日（木）17 時 00 分必着。

* 上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

(3) その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「素材公売入札書在中」と**朱書**し、書留または配達証明でお送り下さい。

4 入札物件

次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 産物の種類及び数量

5 入札参加者の資格

令和 2 年度から令和 6 年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている

者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当する者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

- (1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
- (2) 入札書に記載された金額に消費税相当額 10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙 1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙 1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙 2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙 3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和6年3月7日（木）までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（**年利1.00%**）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して 20 日以内とします。
- (3) 延納期限は、6 ヶ月以内とします。

13 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第 34 条第 1 項及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条第 1 項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から 15 日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第 34 条第 3 項第 2 号及び国有林野事業林産物売買契約約款第 7 条 3 項に基づき、みなし引渡を特約することでも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を棚倉森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第 35 条に基づき、引渡領収書を棚倉森林管理署長に提出して下さい。

14 搬出期間

搬出期間は次のとおりとします。

- (1) 50 m³未満 10 日間
- (2) 50～100 m³未満 15 日間
- (3) 100 m³以上 30 日間

15 各規程等の閲覧場所

- (1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：棚倉森林管理署又は棚倉森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：棚倉森林管理署で閲覧して下さい。

棚倉森林管理署のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/tanagura/index.html>

- (2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙 1：委任状、別紙 2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、棚倉森林管理署 業務グループ（資源活用担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

16 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。
- (3) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。
- (4) 適格請求書（インボイス）の交付について
ア 国は適格請求書発行事業者です。
イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。
詳細については下記のページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

棚倉森林管理署 業務グループ（資源活用担当）

電話番号 0247-33-3111 F A X 0247-33-3113

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 （ 例 ）

使用印鑑

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入 札 年 月 日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入 札 に 関 す る 一 切 の 件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊞

分任契約担当官

棚倉森林管理署長 殿

注意 : **代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。**

 なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

 ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状 （ 例 ）

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

1 入札に関する一切の件

2 見積もりに関する事項

3

4 委任期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

5 受任者使用印鑑

使用印鑑

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任契約担当官

棚倉森林管理署長 殿

入 札 書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び
関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
棚倉森林管理署長 殿

(入札者)
住 所

商号又は名称
代表者氏名

㊞

(代理人)
氏 名

㊞

(注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名押印」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実施的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

生産箇所の空間線量率

林小班	①空間線量率 (μ SV/h)	②樹皮の放射性物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備考
55は	0.08		令和2年8月18日 ～ 令和2年8月18日	面積: 6.80ha 測定点数: 7点(空間線量率)
90た3	0.09		令和4年5月30日 ～ 令和4年5月30日	面積: 3.44ha 測定点数: 4点(空間線量率)
90れ1	0.08		令和4年6月1日 ～ 令和4年6月1日	面積: 2.05ha 測定点数: 3点(空間線量率)
94ち2	0.04		令和4年5月30日 ～ 令和4年5月30日	面積: 4.84ha 測定点数: 5点(空間線量率)
90り	0.04		令和4年6月1日 ～ 令和4年6月1日	面積: 4.30ha 測定点数: 6点(空間線量率)
117う1	0.06		令和4年5月18日 ～ 令和4年5月18日	面積: 2.76ha 測定点数: 3点(空間線量率)
117う2	0.06		令和4年5月18日 ～ 令和4年5月18日	面積: 10.53ha 測定点数: 11点(空間線量率)

注1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が 0.5μ SV/hを超える林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

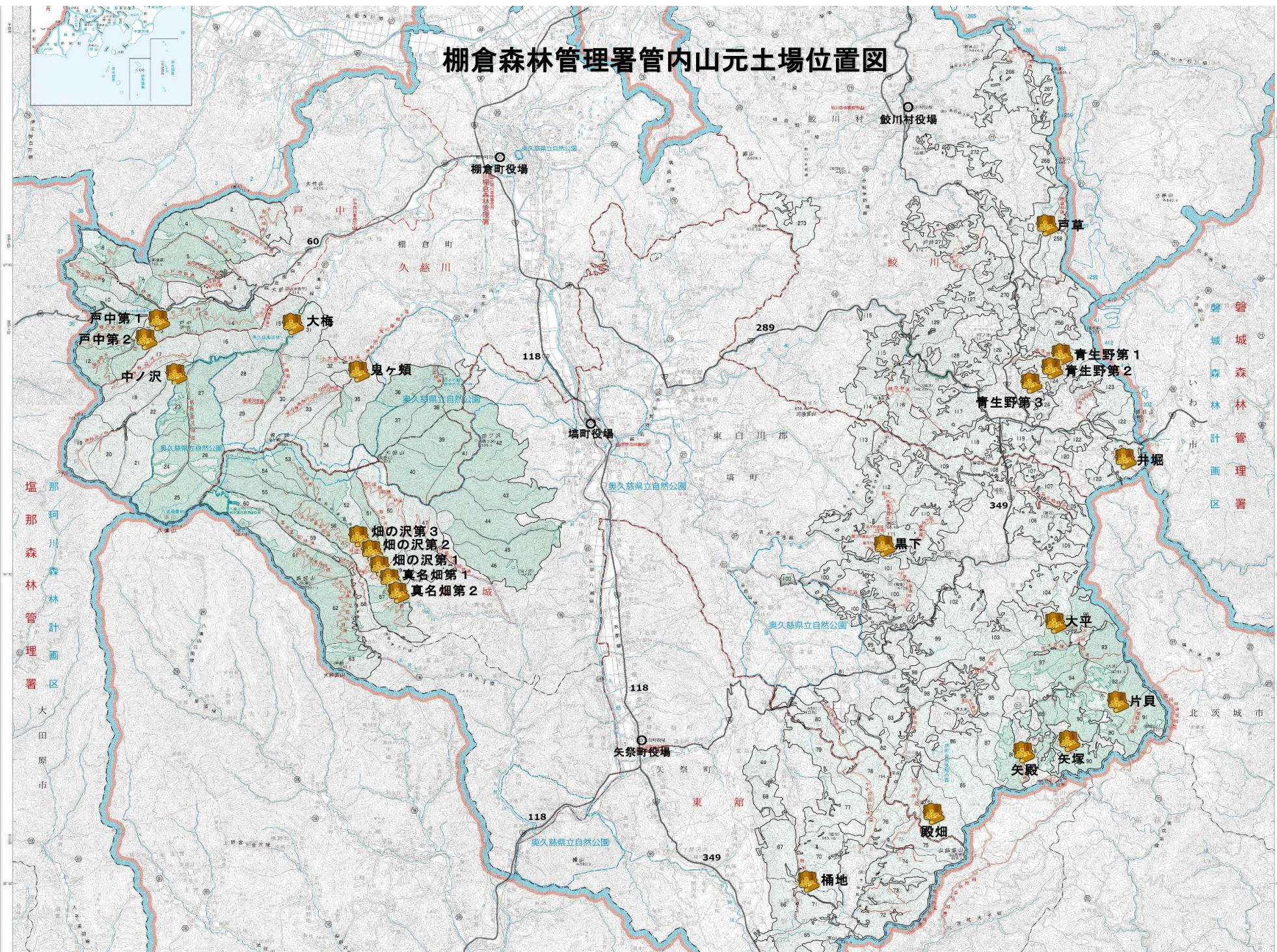
実施年月日 令和6年3月1 日

[illegible]

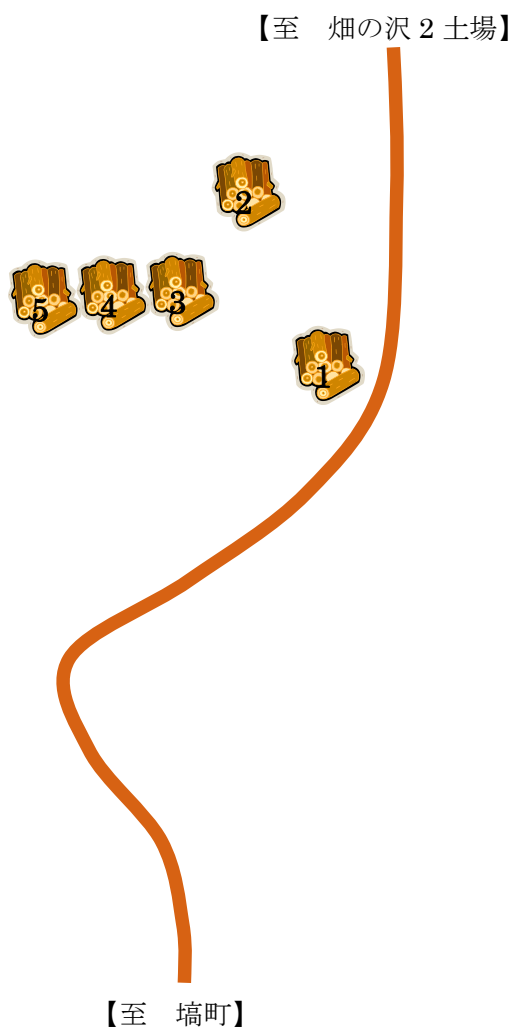
実施年月日 令和6年3月1 日

[illegible]

棚倉森林管理署管内山元土場位置図



真名畑 1 山元土場配置図



入札 番号	桧番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林齢	備 考
1	5912	低質材N	2.00	~		35.636	50	低質材
2	5913	低質材N	2.00	~		32.517	50	低質材
3	5914	低質材N	2.00	~		134.992	50	低質材
4	5915	低質材N	2.00	~		269.195	50	低質材
5	5916	低質材N	2.00	~		124.810	50	低質材
						597.150		

畑の沢 2 山元土場配置図

【至 畑の沢 3 土場】

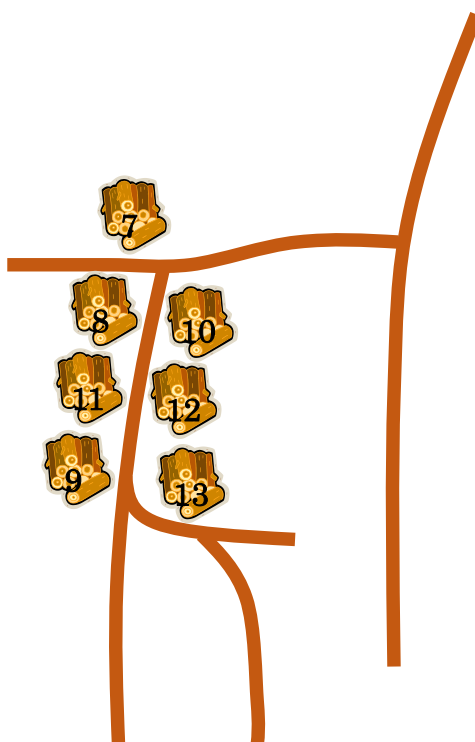


【至 塙町】

[illegible]

殿畑山元土場配置図【上段】

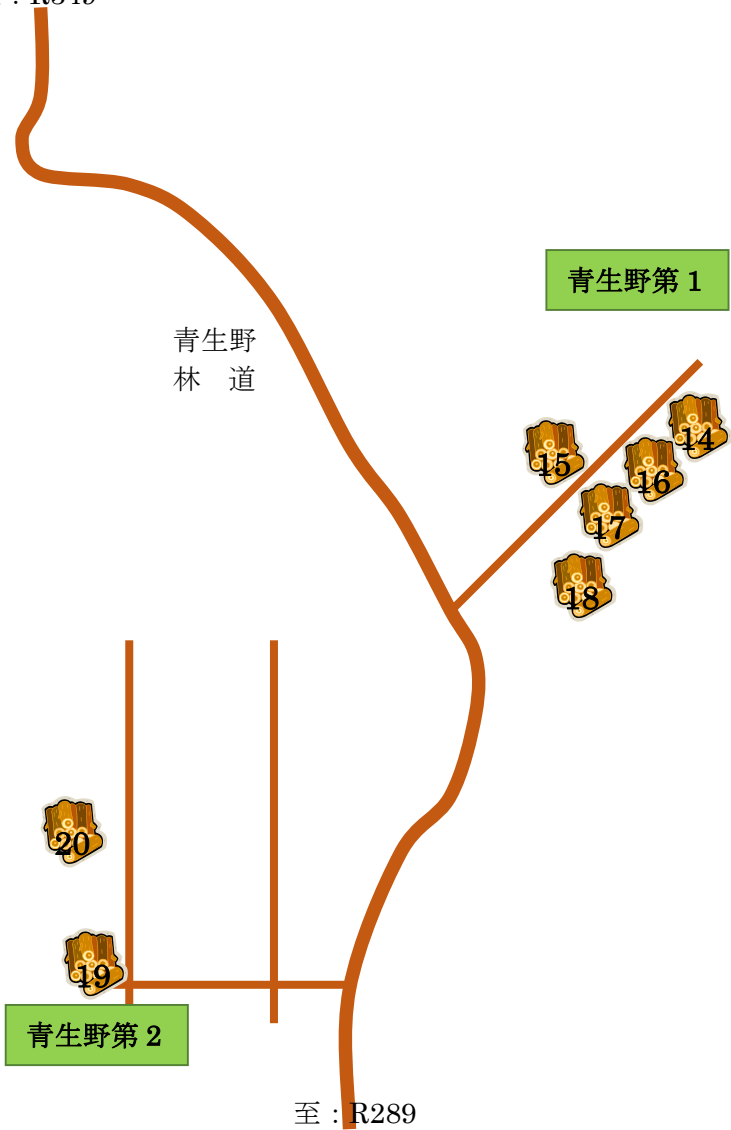
【殿畑土場下段】



入札 番号	桤番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林齡	備 考
7	7109	低質材N	2.00	～		24.178	40	低質材
8	7110	低質材N	2.00	～		242.477	40	低質材
9	7207	低質材N	2.00	～		117.174	46	低質材
10	7414	低質材N	2.00	～		180.894	44	低質材
11	7206	低質材L	2.00	～		43.944	46	低質材
12	7415	低質材L	2.00	～		42.457	44	低質材
13	6616	低質材L	2.00	～		23.639	48	低質材
						674.763		

青生野第1・第2山元土場配置図

至：R349



至：R289

入札 番号	桝番号	樹 種	長 級	径 級	本数	材 積	林 齢	備 考
14	7612	低質材N	2.00	～		34.059	60	低質材
15	7729	低質材N	2.00	～		393.920	65	低質材
16	7613	低質材ア力	2.00	～		7.603	60	低質材
17	7614	低質材L	2.00	～		14.288	60	低質材
18	7615	低質材L	2.00	～		7.757	60	低質材
19	7730	低質材N	2.00	～		57.378	65	低質材
20	7731	低質材N	2.00	～		324.260	65	低質材
						839.265		